

○ 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会条例

(設置)

第1条 河内長野市における生活保護費不正支出事件（以下「事件」という。）の発生に伴い、市民等の立場に立った行政の対応及び市民等に対する説明責任を果たし、市内部における検証の結果を踏まえ、客観的かつ公正な検証及び再発防止のための提言を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項について、独立して、調査、検証及び審議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 事件の経緯、背景その他事実関係の解明
- (2) 再発防止策の提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、3名とする。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の進行のため必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(会議記録の公表等)

第8条 委員長は、審議する内容に応じて、会議の公開・非公開及び公開する場合の公開の方法等を委員に諮って決めるものとする。

2 会議の議長は、委員会の議事の経過、会議記録の概要を職員等に作成させるものとし、市長が定める場所において一般の閲覧に供する方法及び市ホームページを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。ただし、当該公表に際しては、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）の趣旨に照らし、必要な配慮を講じなければ

ならない。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 委員長 月額272,000円

(2) その他の委員 月額240,000円

(報酬の支給方法等)

第10条 委員が月の中で就職し、又は退職した場合の報酬は、日割り計算により支給する。

2 報酬の支給期日及び支給方法は、別に市長が定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後最初に行われる委員会の会議の招集は、市長が行う。

(条例の失効)

3 この条例は、第2条に規定する事務の終了をもって、その効力を失う。

ただし、第8条第2項の規定は、この条例が失効後も当分の間、なお効力を有するものとする。